

## 指定管理者の募集方法について

### 1. 本市での基本的な考え方

- (1) 募集形態・・・原則として公募
- (2) 指定期間・・・施設の維持管理が主たる業務の施設は3年程度、サービス内容に専門性があり、人材の育成や確保が必須の施設は5年程度

【小田原市「指定管理者制度導入・運用ガイドライン」（平成28年3月改訂版）より抜粋】

#### ア 募集形態

指定管理者の募集は、原則として公募により行う（手続条例第2条）。

ただし、施設におけるサービスを最も効果的、効率的に提供できると考えられる次の場合等は、非公募（公募によらない）とすることができるものとする。

- ▶ 特定の団体以外に指定管理者となる者がいないとき
- ▶ 高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされるとき
- ▶ 施設の性格上、特定の指定管理者を指定しなければならないとき

なお、募集は公の施設ごとに行うが、サービスの向上、経費の節減、管理運営の一体性などの観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者にまとめて行わせることが適当と判断できる場合は、一括して募集できるものとする。

#### イ 指定期間

施設の設置目的や特性、提供しているサービスの継続性やそのノウハウ、利用者の状況、経費の縮減効果などの観点から、概ね次の期間を目安とする。

- ▶ 施設の維持管理が主たる業務の施設 ⇒ 3年程度
- ▶ サービス内容に専門性があり、人材の育成や確保が必須の施設 ⇒ 5年程度

### 2. 募集方法（案）

- (1) 募集形態・・・「公募」とする
- (2) 指定期間・・・「平成31年4月1日から平成36年3月31日まで」とする